

## 下水道事業における事業マネジメントに関するQA

番号	質問	回答
事業計画への反映（変更時期）に関する事項		
①	事業計画への反映までに猶予期間は設けられるのか。事業計画への反映期限はないものとの認識でよいでしょうか。	事業計画様式1への反映期限はございませんが、令和7年度以降に事業計画を策定又は変更する場合には、本ガイドラインに基づき事業計画の策定又は変更を実施してください。 なお、令和6年度中に事業計画を策定又は変更する場合はこの限りではありません。
様式1に関する共通事項		
②	施策によって、長期目標100%を達成しないものと想定しております。記載例で100%達成としている施策においても、地方公共団体の実情や財源・人的資源の制約条件を踏まえて記載をすれば良いでしょうか。	各地方公共団体の実情にあわせて記載してください。 補佐通知（様式1の記載例）で示す「指標や目標」はあくまで記載例であり、各地方公共団体の実情にあわせ、同通知の留意事項を踏まえた指標や目標の設定を妨げるものではありません。
③	記入例では、「中分類相当」の健全度2以下の施設数を整備水準として設定しておりますが、「小分類相当」の設定も可能でしょうか。 当地方公共団体では健全度評価を「小分類」のみで行っており、「中分類」での算定を確立していません。 小分類に複数の健全度が混在する場合の中分類における算定方法について、知見もしくは補足などの通知予定はありますか。	「小分類相当」での設定も可能です。 各地方公共団体の実情にあわせて記載してください。
④	「下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項について」並びに「様式1の記載例」において、「緊急度1のマンホール」、ポンプ場・処理場施設は「中分類相当」の健全度2以下の施設数を指標として用いることの記載と様式1にてその記載例がありますが、当該施設の指標検討における緊急度（健全度）判定については、各地方公共団体の基準・判断により設定して差し支えないでしょうか。	補佐通知で示す「指標や目標」はあくまで記載例であり、各地方公共団体の実情にあわせ、同通知の留意事項を踏まえた指標や目標の設定を妨げるものではありません。 ただし、【汚水処理（老朽化対策を含む）】、【浸水対策】、【耐水化】、【耐震化】については、特段の理由が無い限り、指標の設定をお願いします。
予算措置や歩掛かりに関する事項		
⑤	今後、事業マネジメントに取り組んでいくにあたって、重点配分の対象となるなど、予算措置の予定はあるでしょうか。 また、白本（事業計画の歩掛）等の改定は予定されているでしょうか。	事業マネジメントは各種計画等を検討するにあたっての考え方を示すものであり、新たな計画を策定するものではありません。そのため、事業マネジメントを実施することそのものに対する予算措置や歩掛改定等の予定はありません。
簡易セルフチェックに関する事項		
⑥	簡易セルフチェックリストだけでなく、事業マネジメントの考え方をすべてを網羅したものを提示いただけないでしょうか。	簡易セルフチェックリストは、地方公共団体の職員自ら事業マネジメントを実施するにあたって、重点的にチェックすべきものを抜粋してリスト化したものです。 事業マネジメントの考え方全てを網羅するにあたっては「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン」-2024年版-をご参照願います。

## 下水道事業における事業マネジメントに関するQA

番号	質問	回答
W-PPPに関する事項		
⑦	<p>ガイドラインP36に「ウォーターPPPの実施事業者は、事業マネジメントの考えを踏まえて事業運営（更新計画案の作成）を行うよう配慮する。」とありますが、ウォーターPPPの実施事業者は更新計画案を作成する際に、事業マネジメントを実施する必要があるのでしょうか。</p>	<p>当該記載については、ウォーターPPPの受託者に事業マネジメントの実施（各施策の目標と優先度を検討し、事業計画や経営戦略、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道脱炭素化推進事業計画等との整合を図ることを一概に求めるものではありません。一方、ウォーターPPPを実施する地方公共団体においても、管理者として事業マネジメントを実施する必要があることから、例えば、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえつつ、受託者に事業期間中の維持管理上の気づき等に基づき、事業マネジメントの考え（単に目先の対応ではなく、人口減少を踏まえた施設の再編やダウンサイジング、浸水対策、地震対策、温暖化対策、肥料利用等、他の課題解決につながる視点）を踏まえて事業運営（更新計画案の作成）を行うよう可能な範囲で配慮することを求める趣旨です。</p>